

香川県報



第 86 号

平成 16 年

10月29日(金曜日)

（印は、県法規集掲載事項） ページ

目次

規則

- 香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則（都市計画課） 一
- 香川県会計規則の一部を改正する規則（会計課） 八
- 違法駐車車両の移動等を行った場合に納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則（公安委員会）

告示

- 有害図書 の指定（青少年・男女共同参画課） 九
- 香川の保存木の指定（環境・水政策課）
- 香川の保存木の指定の解除（ "
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請（環境管理課）
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定（健康福祉総務課） 一二
- 家畜伝染病発生の報告（畜産課）
- 道路の区域変更（道路保全課）
- 昭和三十二年香川県告示第三百十三号（港湾法第五十六条による港湾の港湾区域）の廃止（港湾課） 一三
- 香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱（会計課）
- 昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正（審査課）
- 一般競争入札の実施（環境管理課）

- 大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出（経営支援課） 一五
- 争議行為を行う旨の通知（二件）（労働政策課） 一六
- 土地改良事業の適否決定（土地改良課） 一七
- 土地改良事業計画変更の適否決定（ "
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の規定による電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路保全課）

教育委員会規則

- 香川県立東山魁夷せとうち美術館規則

公安委員会規則

- 香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 二一
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
- 指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則 二二

警察本部告示

- 香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

監査委員規程

- 香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

監査委員公表

- 監査結果に基づく措置の公表（二件） 二三

人事委員会規則

- 給料の特別調整額表に関する規則及び香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 二四

人事委員会告示

- 給料表別、級別職務分類表（昭和三十六年香川県人事委員会告示第三号）の一部改正

規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十三号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成十五年香川県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び多目的広場」を「多目的広場、大型テント広場及びアート広場」に改める。

第一条中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改める。

「第二章 国際会議場、展示場及び多目的広場の利用」を「第二章 国際会議場、展示場、多目的広場、大型テント広場及びアート広場の利用」に改める。

第二条第一項中「多目的広場」の下に「大型テント広場及びアート広場」を加え、同条第二項中「及び多目的広場」を「多目的広場、大型テント広場及びアート広場」に改める。

第四条第一項中「多目的広場を」を「多目的広場、大型テント広場若しくはアート広場を」に、「国際会議場・展示場・多目的広場利用申込書」を「国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場利用申込書」に改める。

第五条第一項中「国際会議場・展示場・多目的広場利用変更申込書」を「国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場利用変更申込書」に改める。

第六条中「国際会議場・展示場・多目的広場利用中止届」を「国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場利用中止届」に改める。

第九条中「多目的広場」の下に「大型テント広場又はアート広場」を加える。

第三十四条第一項及び第三項中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改める。

大型テント	全面を専用使用に	午前九時から午後十時まで	十万五千七百円
広場	より利用する場合	午前九時から午後五時まで 午後一時から午後十時まで	六万七千六百円 七万七千二百円

大型テント部分を専用使用により利用する場合	午前九時から正午まで	二万九千円
芝生部分を専用使用により利用する場合	午後一時から午後五時まで	三万八千六百円
碎石敷き部分を専用使用により利用する場合	午後六時から午後十時まで	三万八千六百円
	午前九時から午後十時まで	五万八千八百円
	午前九時から午後五時まで	三万三千百円
	午後一時から午後十時まで	三万七千八百円
	午前九時から正午まで	一万四千二百円
	午後一時から午後五時まで	一万八千九百円
	午後六時から午後十時まで	一万八千九百円
	午前九時から午後十時まで	三万五千五百円
	午前九時から午後五時まで	二万二千七百円
	午後一時から午後十時まで	二万六千円
	午前九時から正午まで	九千七百円
	午後一時から午後五時まで	一万三千元
	午後六時から午後十時まで	一万三千元
	午前九時から午後十時まで	一万八千四百円
	午前九時から午後五時まで	一万八千四百円
	午後一時から午後十時まで	一万三千四百円
	午前九時から正午まで	五千百円
	午後一時から午後五時まで	六千七百円
	午後六時から午後十時まで	六千七百円

アート広場	全面を専用使用により利用する場合	午前九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午後一時から午後十時まで 午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後十時まで	九万四千元 五万九千九百元 六万八千四百円 二万五千七百元 三万四千二百円 三万四千二百円
-------	------------------	--	--

別表第一第二号の表に次のように加える。

大型テント 広場	全面を専用使用により利用する場合 大型テント部分を専用使用により利用する場合 芝生部分を専用使用により利用する場合 碎石敷き部分を専用使用により利用する場合	午前九時前、正午から午後一時まで、午後五時から午後六時まで又は午後十時後 午前九時前、正午から午後一時まで、午後五時から午後六時まで又は午後十時後 午前九時前、正午から午後一時まで、午後五時から午後六時まで又は午後十時後 午前九時前、正午から午後一時まで、午後五時から午後六時まで又は午後十時後	一万六千六百円 五千七百元 三千九百元 二千五百円
アート広場	全面を専用使用により利用する場合	午前九時前、正午から午後一時まで、午後五時から午後六時まで又は午後十時後	一万三百円

後六時まで又は午後十時後

別表第一第四号の表備考第一号中「多目的広場を」を「多目的広場若しくは大型テント広場を」に、「又は多目的広場内のコンセント」を「多目的広場又は大型テント広場内のコンセント設備を利用する場合及び大型テント広場を専用使用により利用する者が大型テントの照明設備」に、「展示場内の給水設備」を「展示場、大型テント広場又はアート広場内の給水設備」に改める。
第一号様式の付表二以外の部分を次のように改める。

国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場利用申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所

氏 名

(団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

次のとおり国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場を利用したいので
申し込みます。

催物等の名称		
利用の目的 (催物等の内容)		
利用期間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで
内 訳	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
入場予定者数		延 人、1日最大 人(月 日)、最少 人(月 日)
※ 利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム
	展示場	展示場(全面・A・B)
	多目的広場	多目的広場(全面・水景施設を除く部分)
	大型テント 広 場	大型テント広場(全面・大型テント部分・芝生部分・ 碎石敷き部分)
	アート広場	アート広場(全面)
※電気、ガス又は水道の使用	展 示 場	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道
	多目的広場	電 気
	大型テント 広 場	電 気 ・ 水 道
	アート広場	水 道

担当者	所属 役職 氏名 連絡先 () -	※事前公表の可否	可・否
-----	-----------------------	----------	-----

- 備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

付表 1

(日本工業規格 A 列 4 番)

利 用 日 程

区 分 施 設		月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日		
		午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
国 際 会 議 場	会 議 室																		
	応 接 室																		
	第 1 控 室																		
	第 2 控 室																		
	ビ ジ ネ ス ル ー ム																		
展 示 場	全 面																		
	A																		
	B																		
多 目 的 広 場	全 面																		
	水景施設を 除く部分																		
大 型 テ ン ト 広 場	全 面																		
	大型テント 部 分																		
	芝 生 部 分																		
	砕 石 敷 き 部 分																		
ア ー ト 広 場	全 面																		

- 注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。
- 2 該当するところに利用日と○印を記入してください。ただし、準備又は撤去のために利用する場合は、△印を記入してください。
- 3 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場利用変更申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

年 月 日付けで承認のあった国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場の利用について、次のとおり変更したいので申し込みます。

変 更 の 理 由				
変 更 後 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
	内 訳	準備期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
		開催期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
		撤去期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
入場予定者数	延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）			
※ 利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム		
	展 示 場	展示場（全面・A・B）		
	多目的広場	多目的広場（全面・水景施設を除く部分）		
	大型テント 広 場	大型テント広場（全面・大型テント部分・芝生部分・ 砕石敷き部分）		
	アート広場	アート広場（全面）		
※電気、ガス又は水道の使用	展 示 場	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		
	多目的広場	電 気		
	大型テント 広 場	電 気 ・ 水 道		
	アート広場	水 道		

担 当 者	所 属 役 職 氏 名 連絡先（ ） —	※事前公表の可否	可・否
-------	-------------------------	----------	-----

- 備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。
 3 利用日程又は利用する附属設備若しくは器具を変更する場合には、その変更内容に応じて、それぞれ第1号様式付表1又は付表2を添付してください。

第3号様式 (第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場利用中止届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その
〔名称及び代表者の氏名〕

電話番号 () —

年 月 日付けで承認のあつた国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場の利用について、次のとおり中止したいので届け出ます。

承認 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム	
		展示場	展示場 (全面・A・B)	
		多目的広場	多目的広場 (全面・水景施設を除く部分)	
		大型テント広場	大型テント広場 (全面・大型テント部分・芝生部分・碎石敷き部分)	
	アート広場	アート広場 (全面)		
中止の理由				
その他参考となる事項				

- 備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

第六号様式中「丑」を「酉」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十四号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二号の表中66の項を67の項とし、63の項から65の項までを一項ずつ繰り下げ62の項の次に次の一項を加える。

63 東山魁夷せとうち美術館

附 則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

違法駐車車両の移動等を行った場合に納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十五号

違法駐車車両の移動等を行った場合に納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動等を行った場合に納付すべき金額を定める規則（昭和五十九年香川県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条第十五項」を「第五十一条第十八項」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に、「所有者等」を「使用者等」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

告 示

●香川県告示第七百十八号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
181	雑誌	ホイップ 11月号 (No.58)	08169-11	（株）コマンガ ジン	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
182	雑誌	BURST HIGH BURST11月号増刊 (vol.9)	17484-11	〃	
183	雑誌	@BUNTA 11月号	11537-11	〃	
184	雑誌	ザ・ベスト MAGAZINE 11月号 (No.246)	14003-11	（株）ベストセ ラーズ	
185	雑誌	MeruFre i BOMBER 11月号 (NUMBER-042)	08513-11	〃	
186	雑誌	実話ナックルズ 11月号	04877-11	ニッポン出 版（株）	
187	雑誌	別冊 G O N I 11月号 (通巻42号)	18185-11	〃	
188	雑誌	遊べる熟女 G-men11月号増刊 (VOL.4)	05266-11	雄出版（株）	
189	雑誌	BREAK GAL 11月号 (VOL.048)	07877-11	〃	
190	雑誌	PENT-JAPAN 11月号	07933-11	（株）ぶんか社	

191	〃	実話ヘッドバット バチンコ攻略の裏11月号 増刊(発刊第6号)	07430-11	(株)ビタミン 愛
192	〃	B A N - B O N 問題実話10月号増刊 (Vol.1)	18760-10	(株)楽園書房
193	〃	T V 驚愕映像コレクション Vol.7	63425-18	(株)晋遊舎
194	コミック 誌	Special AVA 11月号	09671-11	(株)宙出版
195	〃	コミック裏モノ J A P A N 裏モノ J A P A N 11月号 増刊 (Vol.14)	01806-11	(株)鉄人社
196	〃	プチもも 11月号	07855-11	(株)近代映画 社
197	〃	危険な変体験 Special 11月号	02893-11	(株)新英社

●香川県告示第七百二十九号

良好な生活環境を保全し、又は郷土の景観を維持するため、次の表に掲げる樹木を香川の保存木に指定した。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一六八	八幡神社のクスノキ	綾歌郡飯山町下法軍寺一 四一〇	平成十六年十月二十九日

●香川県告示第七百二十号

昭和五十五年香川県告示第千二百二十二号において香川の保存木として指定した樹木又はその集団のうち、次の表に掲げる樹木の指定を解除する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
九九	真部邸のケヤキ	さぬき市多和経座東六	平成十六年十月二十九日

●香川県告示第七百二十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
仲多度郡琴平町榎井77番地
三馬食品株式会社
代表取締役 馬場一郎
- (2) 事業場の所在地及び名称
仲多度郡満濃町四条東村580番地
三馬食品株式会社 第二工場
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	能 力
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設	丸釜(二重釜) 250kg/回 3基
工 期	工 期
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	許可後

等	使用開始予定年月日	許可後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		午前7時半～午後9時 4時間～12時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通	常	最 大
	水素イオン濃度		5.5～6.5	5.5～7.0
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)		3,000	10,000
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)		3,000	10,000
	浮遊物質 量 (mg/ℓ)		200	250
	窒素含有 量 (mg/ℓ)		60	90
	りん含有 量 (mg/ℓ)		4	6
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	3基合計	1.5		3.0

種 類	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設				
	能 力	丸釜 (二重釜)	500kg/回	2 基	
	工 期	工事着手予定年月日	許可後		
		工事完成予定年月日	許可後		
	等	使用開始予定年月日	許可後		
排出される汚水等の汚染状態	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	午前7時半～午後9時 4時間～12時間使用			
	項目	通	常	最 大	
	水素イオン濃度		5.5～6.5	5.5～7.0	
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)		5,000	10,000	

種 類	化学的酸素 (mg/ℓ)	5,000	10,000
	浮遊物質 (mg/ℓ)	200	250
	窒素含有量 (mg/ℓ)	60	90
	りん含有量 (mg/ℓ)	4	6
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	2基合計	1.4

種 類	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設			
	能 力	①丸釜 (二重釜) 200kg/回	1 基	
		②サムソン製ニーダー 500kg/回	1 基	
		③サムソン製ニーダー 600kg/回	1 基	
	工 期	工事着手予定年月日	許可後	
等	使用開始予定年月日	許可後		
排出される汚水等の汚染状態	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	午前8時～午後6時 4時間～8時間使用		
	項目	通	常	最 大
	水素イオン濃度		5.5～6.5	5.5～7.0
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)		1,000	3,000
排出される汚水等の汚染状態	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)		1,000	3,000
	浮遊物質 量 (mg/ℓ)		200	250
	窒素含有 量 (mg/ℓ)		30	45
	りん含有 量 (mg/ℓ)		2	3

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①×1基	0.1	0.2
	②×1基	0.1	0.2
	③×1基	0.1	0.2

種 類	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設		
	野菜用フイニッシャー 300kg/時 1基		
能 力	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後	
等	使用開始予定年月日	許可後	
排出される汚水等の汚染状態	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	午前8時～午後6時 1時間	
	項目	通 常	最 大
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	5.5～6.5	5.5～7.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	3,000
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	200	250
	窒素含有量 (mg/ℓ)	30	45
	りん含有量 (mg/ℓ)	2	3
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		0.1	0.2

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排水処理施設
能 力	600m ³ /日
汚水等の処理方式	活性汚泥法

工 期	工事着手予定年月日	既設
	工事完成予定年月日	既設
等	使用開始予定年月日	許可後

処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	連続24時間		
		処 理 前	処 理 後	
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	(変更前2~3) 5.0~8.6	(変更前2~3) 5.0~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	370	400	30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	270	300	20
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	200	250	40
	窒素含有量 (mg/ℓ)	60	90	30
	りん含有量 (mg/ℓ)	4	6	2
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(変更前397) 200	590	(変更前397) 200

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第 1 排 水 口	
		通 常	最 大
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	30	50
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	40
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	40	40
	窒素含有量 (mg/ℓ)	30	45

りん含有量 (mg/ℓ)	2	3
大腸菌群数 (個/cm ²)	2,000	3,000
排出水の量 (m ³ /日)	(変更前397) 200	590

- 第2排水口：単独浄化槽排水及び製品冷却水 (通常4.3m³/日～最大11.5m³/日)
- 第3排水口：ボイラー排水 (通常0.2m³/日～最大0.3m³/日)
- 第4排水口：除アンサン逆洗水 (通常8m³/日～最大10m³/日)
- 第5～21排水口：雨水

(備考) 今回の申請とあわせて、既設特定施設の使用の方法の変更及び廃止を行うため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 総覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成16年10月29日から
平成16年11月19日まで

- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課
満濃町住民課

●香川県告示第七百二十二号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一〇、一	介護老人保健施設 白寿の杜 三豊郡詫間町大字	医療法人社団十仁 会 三豊郡詫間町大字	通所リハビリテーシ ョン

詫間一三三八番地 一七〇	詫間一三三八番地 二二三
-----------------	-----------------

●香川県告示第七百二十三号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者及び疑似患者の区分	頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨーネ病	牛	患者	一	高松市川島本町一三	平成十六年十月十三日	殺処分

●香川県告示第七百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月二十九日から同年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 高松長尾大内線(十号)
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
	前	一三三・三 一三三・四	一三三	
高松市十川西町字西下三九八番一 地先から		一三三・三		特定交通安全 全施設整備 事業による 歩道橋新設

高松市十川西町字西下四〇一番一
地先まで

後

四二・一

一三三

●香川県告示第七百二十五号

昭和三十一年香川県告示第三百十三号（港湾法第五十六条による港湾の港湾区域）は、
廃止する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第七百二十六号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和六十年香川県告示第三百二十八号の四）の一部を次のよ
うに改正する。

第四条第三十四号中「及び駐車場」を「、大型テント広場、アート広場及び駐車場」に
「及び多目的広場」を「、多目的広場、大型テント広場及びアート広場」に改める。

附則

この要綱は、平成十六年十一月一日から施行する。

●香川県告示第七百二十七号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取
り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十
六年十一月一日から施行する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表坂
出支店の項中「坂出工業高等学校」の下に「、東山魁夷せとうち美術館」を加える。

公 告

●香川県公告第五百七号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する
香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定によ
り読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」とい
う。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定
（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 借入件名及び数量 香川県大気汚染常時監視システム（設置、調整及び保守サービ
スを含む。）一式

2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成十七年七月一日から平成二十二年六月三十日まで

4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当
する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を
切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方
消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額
の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当し
ない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現
在A級に格付けされている者であること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者で
あること。

4 本公告の日から過去十年以内に、本県若しくは他の都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市が整備する大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十二条に規定する業務を行うための大気汚染常時監視システムの整備に関する契約を締結し、当該契約を完結又は履行中であることの実績を証明した者であること。

ただし、入札説明書に示した条件に該当する場合は、この限りでない。

5 本公告に示した調達物件に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5並びに入札説明書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年十一月三十日午後五時までに四の1の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書等の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部環境管理課・大気保全・環境安全グループ 電話〇八七―八三二―三二一九

2 契約の内容を示す場所及び日時

四の1の場所です平成十六年十月二十九日から同年十一月十二日(日曜日及び土曜日並びに十一月三日を除く午前9時から正午及び午後一時から午後五時)まで入札説明書及び仕様書を交付する。

3 郵便又は信書便による入札

可とする。ただし、郵便で書留親展扱いによる送付とし、平成十六年十二月十日午後五時までに受領したものに限り。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年十二月十三日午後二時 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階入札室

5 入札説明会の日時及び場所

平成十六年十一月十日午後二時 香川県庁本館一二階第二会議室
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be leased: Atmospheric Environmental Observation System 1 set (including installation, adjustments, maintenanceservices)

- 2 Time-limit for tender : 2:00p.m. December 3, 2004 (Tenders must be submitted by post by 5:00p.m., December 10, 2004)
- 3 Contact point of the notice : Environmental Management Division, Environment and Forestry Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan, 760-8570. Tel 087-832-3219

●香川県公告第五百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社コメリ 新潟県新潟市米山四丁目一番二八号
大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地五
株式会社ベスト電器 福岡県福岡市中央区那の津二丁目一番二二号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三三〇番一ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社コメリ 新潟県新潟市米山四丁目一番二八号
大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地五
株式会社ベスト電器 福岡県福岡市中央区那の津二丁目一番二二号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年六月十六日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一五、二三二平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
八五二台

(二) 駐車場の収容台数

二〇二台

(三) 荷さばき施設の面積

四七三平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一七八立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社コメリ

開店時刻 午前七時

閉店時刻 午後十時

大黒天物産株式会社

開店時刻 午前零時

閉店時刻 午後十二時

株式会社ベスト電器

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車区画 A 午前零時から午後十二時まで

駐車区画 B 午前六時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

六箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ホームセンター棟荷さばき施設 午前七時から午前一時まで

スーパー棟荷さばき施設 午前五時から午後十時まで

家電販売店棟荷さばき施設 午前八時三十分から午後九時まで

二 届出年月日

平成十六年十月十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十六年十月二十九日(金曜日)から平成十七年二月二十八日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年二月二十八日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五百九号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、香川医療生活協同組合職員労働組合執行委員長中西律子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十六年十月十八日通知があつた。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

平成十六年秋闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日時

平成十六年十一月十一日午前零時以降、要求実現までの間

三 場所

香川医療生活協同組合

高松市栗林町一丁目三―二四

高松平和病院

高松市栗林町一丁目三―二四

善通寺診療所

善通寺市上吉田町六―八一九

生協みき診療所

木田郡三木町氷上―二二―一

生協はいわ歯科

高松市栗林町一丁目三―二四

コープ歯科まるがめ

丸亀市川西町北―三五七―四

老人保健施設「虹の里」

高松市栗林町一丁目三―二四

訪問看護ステーション「ひまわり」

高松市栗林町一丁目八―八

訪問看護ステーション「ほがらか」

善通寺市上吉田町六―八一九

訪問看護ステーション「みき」

木田郡三木町氷上―二二―一

老人介護支援センター「ほのぼの」

高松市栗林町一丁目三―二四

ヘルパスステーション「虹の里」

高松市栗林町一丁目三―二四

ヘルパスステーション「ほがらか」

善通寺市上吉田町六―八一九

四 争議行為の概要

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為

ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

●香川県公告第五百十号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、香川勤労者医療福祉会職員労働組合執行委員長古川美和から次のとおり争議行為を行う旨、平成十六年十月十八日通知があつた。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

平成十六年秋闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日時

平成十六年十一月十一日午前零時以降、要求実現までの間

三 場所

香川勤労者医療福祉会

高松協同病院

高松市木太町七区四六六番地

四 争議行為の概要

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為

ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

●香川県公告第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市一宮土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業太田井地区）を行うことについて平成十六年十月十八日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年十一月十二日から同年十二月二日まで縦覧に供する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、綾歌町が土地改良事業（農村総合整備統合補助事業（区画整理事業）栗熊地区（中村団地））計画を変更することについて平成十六年九月二十四日適当と決定した。

その関係書類を綾歌町建設課において平成十六年十一月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定するので、同条第四項の規定に基づき公示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十六年十月二十九日から同年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 中徳三谷高松線（四十三号）
- 三 指定する道路

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高松市藤塚町三丁目一六番地一号地先から 高松市観光通一丁目一番一号まで	三〇・〇	二五〇

教育委員会規則

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則をここに公布する。

平成十六年十月二十九日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十号

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則

(趣旨)

第一条 この規則は、香川県立東山魁夷せとうち美術館条例（平成十六年香川県条例第四十七号）第四条の規定に基づき、香川県立東山魁夷せとうち美術館（以下「美術館」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第二条 美術館は、次の業務を行う。

- 一 東山魁夷の作品等の展示、保管等を行うこと。
- 二 東山魁夷の作品等の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- 三 東山魁夷の作品等に関する専門的又は技術的な調査研究を行うこと。
- 四 前各号に掲げるもののほか、美術館の目的を達成するために必要なこと。

(職員)
第三条 美術館に、次の職員を置く。

- 一 館長
- 二 副主幹
- 三 主任専門学芸員
- 四 主任主査
- 五 係長
- 六 専門学芸員
- 七 主査
- 八 主任学芸員
- 九 学芸員

第四条 館長は、上司の命を受けて、美術館の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副主幹、主任主査及び主査は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

3 主任専門学芸員、専門学芸員、主任学芸員及び学芸員は、上司の命を受けて、美術館の専門的事務を処理する。

4 係長は、上司の命を受けて、事務を処理する。

(開館時間)

第五条 美術館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、金曜日における美術館の開館時間については、午前九時から午後七時三十分までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第六条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 一月四日から四月二十八日まで、五月六日から七月十九日まで及び九月一日から十二月二十八日までの間の月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
- 二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(観覧料の免除)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者については、展示室の観覧料を免除する。

- 一 六十五歳以上の者
- 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- 三 都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市長が交付した療育手帳に本人として記載されている者
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の状態にある者として記載されている者
- 五 保護施設、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設及び老人福祉施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入室するもの
- 六 学校における教育活動として入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒並びにこれらの者の引率を行う者
- 七 日曜日、土曜日又は休日(一月一日を除く。)に入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒
- 2 前項第一号に掲げる者は、入室の際、同号に該当することを証明するに足りる文書を提示しなければならない。
- 3 第一項第二号に掲げる者は、入室の際、身体障害者手帳を提示しなければならない。
- 4 第一項第三号に掲げる者は、入室の際、療育手帳を提示しなければならない。
- 5 第一項第四号に掲げる者は、入室の際、精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。
- 6 第一項第五号に掲げる者は、入室の際、当該施設に在籍していることを証明するに足

りる文書を提示しなければならない。

7 第一項第六号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（別記様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

（観覧料の減額）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者については、展示室の観覧料を団体で利用する場合における展示室の観覧料に相当する額に減額する。

一 かがわウエルカムカード（社団法人香川県観光協会が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

二 文化観光施設入場割引券（財団法人高松観光コンベンション・ビュローが県内で開催される大会等の参加者に対し交付する証票で、当該参加者が県内の観光に関する施設等を利用する際に提出することにより当該利用に係る料金の割引を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

三 前二号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認めたる者

2 前項第一号に掲げる者は、入室の際、かがわウエルカムカードを提示しなければならない。

3 第一項第二号に掲げる者は、入室の際、文化観光施設入場割引券を提出しなければならない。

（入館の拒否等）

第九条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、美術館への入館を拒否し、又は美術館からの退館を命ずることができる。

一 他人に迷惑を及ぼした者

二 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者

三 前二号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障があると認められる者

（損害賠償の責任）

第十条 美術館の施設、設備、器具、展示品等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（委任）

第十一条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

観覧料免除申請書

年 月 日

香川県立東山魁夷せとうち美術館長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号（ ） ー

次により入室したいので観覧料を免除してください。

目 的	
学 校 名	
人員（引率者を除く。）	
引率者職氏名	
入 室 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十月二十九日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第二十一号

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会事務局組織規則（昭和四十四年香川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十号中「香川県県民ホール」の下に「香川県立東山魁夷せとうち美術館」を加える。

附則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十九日

香川県公安委員会委員長 神原博

香川県公安委員会規則第十五号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表香川県小豆警察署の項中

四海駐在所	小豆郡土庄町伊喜末一番地 二八	土庄町のうち、伊喜末、小江、滝宮、 長浜
土庄港警備	小豆郡土庄町甲五九七八番	

を

派出所
地四二

四海駐在所
小豆郡土庄町伊喜末一番地
二八

土庄町のうち、伊喜末、小江、滝宮、
長浜

に

改め、同表香川県坂出警察署の項中

与島駐在所
坂出市与島町六一番地

坂出市のうち、岩黒、沙弥島、瀬居
町、櫃石、与島町

を

坂出港警備
派出所
坂出市入船町一丁目六番一
一号

与島駐在所
坂出市与島町六一番地

坂出市のうち、岩黒、沙弥島、瀬居
町、櫃石、与島町

に

改め、同表香川県丸亀警察署の項中

四箇駐在所
仲多度郡多度津町大字三井
四三一番地六

多度津町のうち、大字青木、大字庄、
大字三井、大字山階

を

多度津港警
備派出所
仲多度郡多度津町東浜二二
番八号

四箇駐在所
仲多度郡多度津町大字三井
四三二番地六

多度津町のうち、大字青木、大字庄、
大字三井、大字山階

に

改める。

附則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十六号

指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則
指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（平成十四年香川県公安委員
会規則第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「所有者等」を「使用者等」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

警察本部告示

●香川県警察本部告示第九号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年十月二十九日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成十二年香川県警察本部告示第二十二号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第二の十一の項中「第五十一条第十項」を「第五十一条第十二項」に、「車両を保
管した場合」を「保管車両に係る事項」に、「第五十一条第十五項」を「第五十一条第十
八項」に、「**運転者等又は所有者等に対する負担金の納付命令**」を「**運転者等又は**

使用者等に対する負担金の納付命令」に、「第五十一条第十六項」を「第五十一条第十

九項」に、「第五十一条第十七項」を「第五十一条第二十項」に、「第五十一条第二十項」

を「第五十一条第二十三項」に、「第五十一条第二十一項」を「第五十一条第二十四項」
に、「係る運転者等又は」を「係る」に、「損壊積載物等」を「保管した損壊物等」に改
める。

附 則

この規程は、平成十六年十一月一日から施行する。

監査委員規程

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年十月二十九日

香川県監査委員 鎌 田 守 恭

同 名 和 基 延

同 石 川 稠 治

同 広 瀬 員 義

香川県監査委員規程第一号

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

香川県監査委員事務局規程（昭和四十七年香川県監査委員規程第一号）の一部を次のよ
うに改正する。

第九条に次の一項を加える。

2 前項に規定する公印の保管責任者は、事務局次長とする。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（電子署名記録媒体）

第十条 事務局において使用する電子署名記録媒体の種類は、次のとおりとする。

一 監査委員電子署名記録媒体

二 代表監査委員電子署名記録媒体

三 監査委員事務局長電子署名記録媒体

2 前項に規定する電子署名記録媒体の電子署名記録媒体管理者は、事務局次長とする。

附 則

この規程は、平成十六年十一月一日から施行する。

監査報告公表

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年10月29日

1	監査対象部局	土木部	香川県監査委員	鎌田守恭	同	同	同	同
2	監査対象年度	平成15年度		名和基延	同	同	同	同
3	措置の状況			石川稠治	同	同	同	同
				広瀬員義				

指導注意事項	監査の結果（対象機関）	措置の状況
ア 占用料の収入事務について道路占用料の徴収に当たり、特別の理由なく減額調定し、誤った額を収入しているものが見受けられたので、正当額との差額分を追徴する必要がある。（長尾土木事務所）	正当額と収入済額との差額分について調定し、平成16年10月7日付けで収入済みである。	平成16年9月分給与で返納及び追給済みである。（都市計画課）
イ 超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。（都市計画課、サンポート高松推進課）	平成16年4月分給与で返納済みである。（サンポート高松推進課）	
ア 登記事務処理の推進について用地の未登記の解消については、計画的な取組により一定の改善成果は認められるものの、	長尾土木事務所、坂出土木事務所及び小豆総合事務所については、過年度未登記処理専任の嘱託職員を配	

依然として相当の未登記件数が見受けられるので、引き続き登記事務処理の推進を図る必要がある。（土木監理課）	置し、未登記案件の処理に努めている。また、各事務所の担当者を集めた過年度未登記事務担当者会を開催するなど、事務処理の円滑化に努めている。
イ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について 廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。（道路保全課、河川砂防課）	廃道敷の適正な管理に努め、地元市町や関係者との協議により市町道への移管、緑地帯等として活用、売却処分などの促進を図る。（道路保全課） 廃川敷の現状把握に努め適正な管理を図るとともに、関係者との協議を積極的に進めることにより、売却、貸付や移管等の処分に努める。（河川砂防課）

●香川県監査委員公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年10月29日

1	監査対象部局	地方労働委員会事務局	香川県監査委員	鎌田守恭	同	同	同	同
2	監査対象年度	平成15年度		名和基延	同	同	同	同
3	措置の状況			石川稠治	同	同	同	同
				広瀬員義				

指導注意事項	監査の結果	措置の状況
超過勤務手当の支給について		

超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正當額との差額分を追給する必要がある。	平成16年9月の給与で追給済みである。
--	---------------------

人事委員会規則

給料の特別調整額表に関する規則及び香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十九日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第二十号

給料の特別調整額表に関する規則及び香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(給料の特別調整額表に関する規則の一部改正)

第一条 給料の特別調整額表に関する規則(昭和二十八年香川県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の事務部局の項中「県民ホール館長」を「県民ホール館長 東山魁夷せとうち美術館長」に改める。

(香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第二条 香川県の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年香川県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二県民ホールの項の次に次のように加える。

東山魁夷せとうち美術館 館長

附 則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

人事委員会告示

香川県人事委員会告示第四号

平成十六年十月二十九日印刷発行

印刷発行所 香川県庁

(購読料月極二千五百円)

給料表別、級別職務分類表(昭和六十年香川県人事委員会告示第三号)の一部を次のように改正し、平成十六年十一月一日から施行する。
平成十六年十月二十九日
香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦
副館長 とうち美術館長」に改める。

別表第一の八級の部教育委員会の事務部局の項中「県民ホール副館長」を「県民ホール 東山魁夷せ